

5. 最終処分の方針

5.1 焼却灰リサイクルについて

現在、松阪市クリーンセンターから発生した焼却灰は現最終処分場で埋立処分している。

一方、三重県内では、焼却灰をセメントの原料として再生利用している市町がある。三重県内で行われている焼却灰リサイクル方法としては、セメント原料化以外にも、焼成による土木資材利用や熔融後に非鉄金属を回収する山元還元などがある。

焼却灰をリサイクルすることにより、最終処分量の削減と資源の循環利用につながることから、将来的な焼却灰リサイクルの実施について検討を行う。

5.2 最終処分方法の比較検討

5.2.1 最終処分方法の立案

現最終処分場が埋立完了する平成 38(2026)年度からの最終処分方法として、焼却灰リサイクルの実施有無について比較検討する。検討ケースは以下の 2 ケースとし、概要を表 5-2-1 に示す。

ケース 1：焼却灰埋立案

ケース 2：焼却灰リサイクル案

表 5-2-1 最終処分方法の検討ケース

	概要	埋立処分量	埋立容量 (覆土含む)
ケース 1： 焼却灰埋立案	・焼却灰リサイクルは実施せず、焼却灰及び破碎埋立物等を埋立処分する新最終処分場を整備する。	87,000 t	95,000 m ³
ケース 2： 焼却灰 リサイクル案	・現最終処分場埋立完了後から焼却灰リサイクルを実施する。 ・焼却灰以外の破碎埋立物等は新最終処分場を整備し、埋立処分する。	16,000 t	27,000 m ³

5.2.2 最終処分方法の比較検討

最終処分方法の比較検討結果を表 5-2-2 に示す。

埋立期間 15 年間におけるコストは、ケース 1 がケース 2 と比較して低い。

しかし、ケース 2 のとおり焼却灰リサイクルを実施すると年間の埋立容量が減少するため、本建設候補地において 3 期分（45 年間）の最終処分場整備が可能となる。そこで、長期的な視点で、埋立期間を 45 年間として比較すると、新たな用地の取得等が必要なく、拡張が容易であるケース 2 の方がコストは低くなる。

また、本市としてリサイクルを推進していくことも重要な課題である。

したがって、最終処分方法は焼却灰をリサイクルするケース 2 とし、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした最終処分場整備を進めるものとする。

表 5-2-2 最終処分方法に関する比較

	ケース 1：焼却灰埋立案	ケース 2：焼却灰リサイクル案
概要	<p>【現最終処分場】埋立処分</p> <p>現最終処分場埋立完了後</p> <p>【新最終処分場】埋立処分</p>	<p>【現最終処分場】埋立処分</p> <p>現最終処分場埋立完了後</p> <p>【リサイクル施設】リサイクル</p> <p>【新最終処分場】埋立処分</p>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却灰リサイクルは実施しない。 ・ 埋立容量約 9.5 万 m³ の新最終処分場を建設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現最終処分場埋立完了後、平成 38(2026)年度から焼却灰リサイクルを開始する。 ・ 焼却灰以外の破砕埋立物等は新最終処分場に処分する。 ・ 埋立容量約 2.7 万 m³ の新最終処分場を建設する。
1 期分の総コスト※1	6,300,000 千円	7,500,000 千円
3 期分の総コスト※2	18,100,000 千円	16,100,000 千円
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期 (平成 53(2041)年度) 以降は、新たな用地を取得し、新規の最終処分場を建設する必要があるため、3 期分 (45 年間) の総コストはケース 2 と比較して高い。 ・ 資源化率向上の代替案が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 期 (平成 52(2040)年度まで) 分の総費用はケース 1 と比べて高いが、第 2 期以降は本候補地内で拡張整備が可能であるため、3 期分 (45 年間) の総コストは安価となる。 ・ 焼却灰リサイクルにより資源化率が約 24% に改善する。 ・ 焼却灰の処理を外部委託するため、委託先の状況 (単価及び受入制限等) に左右される可能性がある。

※1) 1 期分 (15 年間) に、新最終処分場の埋立開始までの平成 29(2017)年度～平成 37(2025)年度の 9 年間の総コスト。

※2) 3 期分 (45 年間) に、新最終処分場の埋立開始までの平成 29(2017)年度～平成 37(2025)年度の 9 年間の総コスト。

5.3 最終処分の方針

「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 平成 29 年 松阪市」において、将来的に焼却灰リサイクルを実施するとしており、前項の検討結果をふまえて、最終処分の方針は以下のとおりとする。

【最終処分の方針】

- 現最終処分場は平成 38(2026)年度中に埋立を完了する。
- 平成 38 年度より焼却灰リサイクルを実施する。破碎埋立物等は埋立処分を継続する。
- 新最終処分場を新たに整備し、平成 38(2026)年度からの供用開始を目指す。
- 新最終処分場は、3 期分（45 年間）の埋立を前提とした整備を行う。